



トピックス	TOP	MPD
S・A	14-16	14-16
論文	5	-

詐欺罪



人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する(刑法246条1項)。前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする(同条2項)。

総説

① 意義

詐欺罪とは、他人を欺いて錯誤に陥れ、その錯誤に基づく処分行為によって財物(刑法246条1項)や財産上の利益(刑法246条2項)を得る犯罪をいう。

刑法246条1項に該当する場合を1項詐欺、同条2項に該当する場合を2項詐欺と呼び、両者を区別することがある。

② 保護法益

保護法益は、個人の財産である。すなわち1項詐欺では財物の占有、2項詐欺では財産上の利益である。

③ 客体

刑法246条は、1項と2項で客体が異なる。1項の客体は財物、2項の客体は財産上の利益である。

窃盗罪・強盗罪において、財物は動産に限定されるが、詐欺罪においてはこれに加えて不動産も含まれる。

財産上の利益は、財物以外の財産上の利益をいう。

財産上の利益に当たるものとしては、債務の免除を受けること、債務の履行を延期してもらうこと等があるね。



他人が占有する他人の財物が客体であるが、犯人の所有物でも他人が占有し、又は公務所の命令により他人が看守するものであれば客体になる(刑法251条・242条)。

成立要件

詐欺罪の成立には、①欺く行為、②被害者の錯誤、③処分行為、④財物又は財産上の利益の移転、という4つの要素が因果の系列でつながっていること(因果的連鎖)が必要である。また、犯人が連鎖していることを認識している必要がある。



① 欺く行為

(1) 意義

欺く行為とは、人を錯誤に陥れる行為のことをいい、財産上の処分行為をさせるような行為でなければならない。したがって、自動販売機に金属片を入れて品物を盗んだ場合は、機械に誤った認識をさせただけで人を欺いていないため、詐欺罪ではなく窃盗罪(刑法235条)が成立する。また、洋服店で服を試着したまま店員に「トイレに行く」と嘘を言って逃走した場合、嘘が処分行為(服の占有移転)をさせるものではなく、試着を許した店員に処分する意思もないので詐欺罪ではなく、窃盗罪が成立する。

(2) 手段・方法

欺く行為の手段・方法については、特に制限はない。また、作為によるか不作為によるかも問わない。例えば、釣銭を多く出されたことに気付きながら、そのまま黙ってもらう行為は、不作為による欺く行為に当たる。

処罰範囲を限定するために、不作為による欺く行為は、法律上その事実を告知すべき義務がある場合に限って認められるよ。



欺く行為に当たる行為

- 預金通帳及びキャッシュカードを第三者に譲渡する目的を秘して、自己名義で預金口座の開設等を申し込む行為(最決平19.7.17)。
- 交付を受けた搭乗券を第三者(不法入国者)に渡して航空機に搭乗させる意思を秘して、航空会社社員に対し自己名義の搭乗券の交付を請求する行為(最決平22.7.29)。
- プリペイド式携帯電話機を第三者に無断譲渡する意図を秘して、自己名義で購入を申し込む行為(東京高判平24.12.13)。



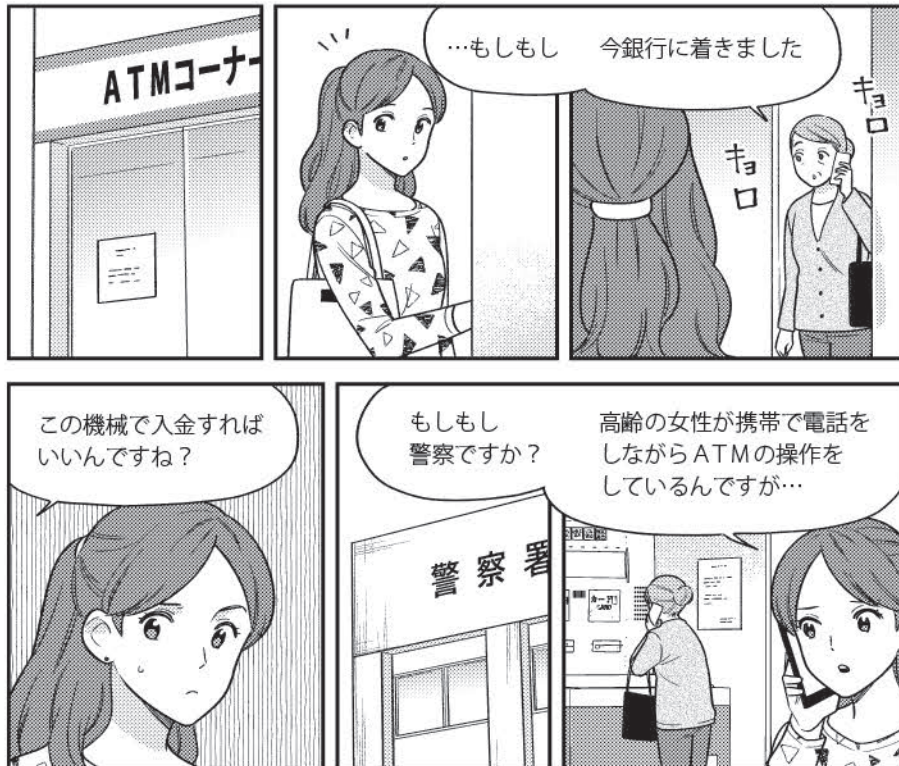
マンガでTRY 法学論文 行政法



TOPの論文 3、TOP・MPDの論文 2とリンク！

犯罪の予防・制止

A巡査部長は、「高齢女性がスマートフォンで電話をしながらATMの操作をしている」との情報に基づき、同ATMが設置されている銀行支店出張所に臨場したところ、高齢女性が札束をATMの現金挿入口に入れ、まさに入金しようとしているところであった。A巡査部長は、その女性の肩に手を掛け、「ちょっと待ってください」と申し向け、入金をやめさせた。



問 A巡査部長が入金を制止した行為の適否について述べなさい。

解答・解説は次ページで ➡